

洗車場の再開手順

最近の更新内容: (変更は黄色で強調表示)

12/2/20:

- 仕切りで仕切られたキュービクルを含む作業スペースで働く従業員はフェイスカバー着用しなければなりません。これは、2020年11月28日に発令された一時的な衛生担当官命令に準拠した一時的な措置であり、この要件は、2020年11月30日の午前12:01 (PST) から2020年12月20日の午後11:59 (PST) まで有効です。
- 飲食する際は常に、従業員は他の人から6フィートの距離を確保し、可能であれば屋外で行う必要があります。休憩室での食事よりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が望ましい。

11/28/20:

- 2020年11月30日の午前12時1分から2020年12月20日午後11時59分までの期間、COVID-19対策のために一時的に対象となる安全維持のための在宅命令に準拠して、自動車販売店の最大屋内占有率は35%に制限されます。
- 症状の確認には、個人が現在隔離または検疫命令を受けているかどうかを含める必要があることについて更新されました。

ロサンゼルス郡公衆衛生局 (公衆衛生局) は、一般市民、すべての事業主、および地域組織に、**ロサンゼルス郡でのCOVID-19の拡散を遅らせる支援**を呼びかけています。

ロサンゼルス郡でのCOVID-19症例の急増に対応するため、公衆衛生局はすべての企業と機関に世帯外の人との交流を制限し、フェイスカバーの使用を促し、全ての感染予防措置に従う適切な手順を踏むことを求めています。以下の点は、段階的再開を進めていくにあたり、従業員と消費者がリスク拡大を減らすために重要であり、対策を講じる必要があります。

- (1) 従業員と利用者の健康を保護するための方針と実践
- (2) 適切な物理的距離の維持
- (3) 適切な感染対策の実行
- (4) 市民とのコミュニケーション
- (5) サービスへの公平なアクセスの確保

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

すべての企業は、以下の適用可能な対策をすべて実施し、実施されない対策に関しては、適用されていない理由を説明する準備ができていなければならない必要があります。

企業名:

施設住所:

**占有率35%に基づく
最大収容人数:**

一般に公開する概算総敷地面積:

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、妊娠中、および慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。また、懸念事項については、医療従事者または産業保健サービスと相談して、職場に戻るかどうかを適切に判断している。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 脆弱な従業員が在宅勤務できるように職務の変更などの追加の保護策が提供されている。
- 物理的距離を最大限実践するため、代替、時間差、シフトのスケジュールが設定されている。
- すべての従業員に対して、病気のときやCOVID-19感染者に曝露した場合は出勤しないよう指示している。従業員は、該当する場合には、自己隔離および外出自粛に関する自己隔離ガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のために自宅待機した場合にペナルティを受けないように、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
 - 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。[ファミリーファーストコロナウイルス対策法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利、労災補償給付金における従業員の権利、および州知事令 [N-62-20](#)に基づく3月19日から7月5日に発生したCOVID-19への曝露に関する労働関連の推定を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政の[プログラム](#)に関する追加情報を参照する。
- 一名以上の従業員がCOVID-19（ケース）に対して陽性反応が出た場合や、該当する症状が出たことを知らされた際、雇用主は[感染者の自宅隔離](#)を促し、職場で曝露した全従業員の即時[自己検疫](#)を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場でのさらなる曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照すること。
- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターの発生を公衆衛生局に（888）397-3993または（213）240-7821まで電話をして報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応をサポートする。
- 従業員が職場に入る前に[症状の確認](#)を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、[およびその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうか](#)を含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に対面で行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。

- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない。
- 2020年11月28日に発行されたCOVID-19 : Tier 1 実質的なサージへの応答対策に関する衛生担当官命令に準拠して、すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。2020年11月30日の午前12:01 (PST) から2020年12月20日午後11:59 (PST) までの一時的な本命令の有効期間中、「立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効とされる。
- マスクを常時正しく着用するために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- 従業員はフェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
- 休憩室で、常に従業員の間で6フィートの距離を保てるよう、休憩時間をずらしている。
- 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは、以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
- 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。

- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。

- 従業員は石鹸と水を以下の場所で利用できる。

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。手持ちのアイテムの共有は最小化または排除している。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。

- オプション - その他の対策の説明 :

B. 適切な物理的距離の維持（該当するものをすべて選択）

- 洗車場のいかなる屋内の場所は、最大屋内収容人数の35%に制限する必要がある。
 - 収容人数の35%に基づく最大収容人数 :
- 施設内および屋外の一般の入り口付近に、顧客が列に並ぶ間隔6フィートの目印となるよう、テープまたは他のもので印をつけ、その印に従って距離を保つよう標識を掲示している。
- 顧客は列に並んで待つ間、および自動洗車の場合に洗車の間、車内に留まる。
- 顧客が車内清掃や掃除機の使用をリクエストした場合、顧客は車を降りて待合室で待機しなければならない。
- すべての顧客用待合室は、顧客が6フィートの距離を維持できるように配置を再編成している。従業員や他の顧客と接触する可能性のあるすべてのエリアで、顧客は布製フェイスカバーを着用しなければならない。
- 一般に公開されているエリア（受付や待合室など）の家具は、物理的距離を保つために間隔をあけている。
- 施設は、顧客がセルフサービス掃除機や他のセルフサービスステーションを使用している間、互いに6フィートの距離を維持できると判断している。そうでない場合、顧客間の距離を最大限保つために一部のセルフサービスステーションを使用停止にしている。
- 顧客や従業員の間で少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。従業員は、支払いの受け取り、商品やサービスの提供、その他必要に応じて一時的に顧客に近づくことができる。
- レジのような物理的距離をとることができない場所には、プラスチック板（プレキシ素材）、またはその他の物理的な仕切りが設置されている。
- カスタマーサービスウィンドウまたはカウンターは、物理的距離を考慮して6フィート離している。
- 休憩室やと簡易台所内のテーブルや椅子の間の物理的距離は、物理的距離措置を実践するために間隔を広くしている。
- 従業員はどのエリアでも集わないようにし、特に公共エリアや、休憩室、ランチルーム、トイレなどの人の出入りが多いエリアには集わないようにしている。
- バーチャルでの会議が優先され、対面会議を控えることが強く推奨されている。対面会議が必要な場合、参加者は10名以下に制限され、すべての参加者は布製フェイスカバーを着用する。会議は物理的距離を確保するのに十分な広さの部屋で行っている。

C. 適切な感染対策の実行（該当するものをすべて選択）

- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし職場内の換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。
- 共有する用具（タオル、クリーニング用品、掃除機のホースなど）は可能な限り排除されている。
- 専門の清掃サービスにより、オフィススペース全体のディープクリーニングを定期的に行っている。
- 可能な限り、ドア、ゴミ箱などは非接触式になっている。。
- 共通エリアおよび頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ、ライトのスイッチ、カウンター、電話機、キーボード、タッチスクリーン、手すり、ベイガン、決済端末、洗車選択機器、自動販売機、清掃機など）は、EPA承認の消毒剤を使用しメーカーの指示に従って定期的に消毒されている。
- 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。
- 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。説明：

- 可能であれば、カスタマーサービスまたは受付エリアには、従業員と顧客・来店者の間の接触を制限するため、プラスチック製の仕切りを設置している。
- セルフサービスエリア（掃除機のノズルやホース、タッチスクリーン、コインボックス、自動販売機、トリガー・ワンド、ゴミ箱など）はスタッフによって監視され、EPA承認の消毒剤を使用しメーカーの指示に従って定期的に消毒されている。
- 車の外装ディテールは予約でのみ提供している。予約ログには顧客の氏名、電話番号、電子メールアドレスなどの顧客情報が記録されている。
- 外装ディテールサービスのために洗車場に到着した際、顧客は外装ディテール作業向けに指定されたエリアに車を停める。指定されたエリアには非接触型ゴミ箱が設置され、作業をする従業員が他の従業員または顧客から6フィートの距離を維持できるように十分なスペースが保たれている。可能な限り従業員は車内に入らず、サービスが終了後、顧客は停めておいた場所で車を受け取る。
- 車の内装ディテールと内装の清掃は予約でのみ提供している。予約ログには顧客の氏名、電話番号、電子メールアドレスなどの顧客情報が記録されている。

- 内装ディテールサービスで洗車場に到着した際、顧客は内装ディテール作業向けに指定されたエリアに車を停める。指定されたエリアには非接触型ゴミ箱が設置され、作業する従業員が他の従業員または顧客から6フィートの距離を維持できるように十分なスペースが保たれている。顧客は車両から離れ、サービスが終了後、車を受け取る。

- 車内の清掃は適切な物理的距離を保つため、車両ごと一名の従業員のみが担当している。従業員は、使い捨て手袋、使い捨てガウン、布製フェイスカバーなどの個人用防護具 (PPE) を着用している。可能な限り、清掃中は車両の喚起を十分行っている（例、すべての窓やドアを開けておく）。

- 車内の清掃に使用したPPE は清掃後にすべて取り外し廃棄している。従業員は、手袋とPPEを取り外した後、石鹼と水で少なくとも20秒間手を洗い、石鹼と水が利用できない場合は、アルコール濃度60%以上の手指消毒剤を使用している。

- タオルドライサービスは屋外洗車サービスでのみ利用可能とし、タオルは従業員間で共有せず定期的に洗濯している。

- 施設に到着した顧客に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明する。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている顧客はこの要件から免除される。従業員と他の来訪者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した顧客が利用できるフェイスカバーを用意する。

- 来訪者が施設に入る前に、**症状の確認**を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、および**その個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある**。これらの確認は、対面式で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来訪者は施設内に入場してはならないことを通告する**看板**を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。

- 手指消毒剤、石鹼と水、ティッシュ、ゴミ箱は施設の入り口または入り口付近、受付および職場内の至る所や人が直接やり取りをする屋外に設置されている。

- 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____

- オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する）

D. 市民とのコミュニケーション

- 本手順のコピーは施設のすべての公共の入口に掲示されている。

- 施設内の安全性を維持する方法（物理的距離の維持、フェイスカバーの着用など）について一般市民に明確なガイダンスを提供するため、標識が掲示されている。

- 施設の各公共の入り口に標識が掲示され、すべての従業員と顧客に、咳や発熱がある場合は施設内に入らないよう通告がされている。
- 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバー着用の必要性、およびその他に関する明確な情報を提供している。

E. サービスへの公平なアクセスの確保

- 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は、上記に含まれていない追加対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、下記の者までご連絡ください。

企業
担当者名:

電話番号:

最終更新日:
